

浦安市汚水適正処理構想（素案）に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち規則案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見	対応	市の考え	資料該当箇所など
1	浄化槽の臭気について	(港地区について) 浄化槽からの悪臭に長年悩まされております。悪臭が強く、体調不良を訴える社員が出ることもあります。気温が高くなる季節は、特に臭いが強くなります。また、清掃業者の見解では、現状で臭気をなくすことは難しいとのことでした。最低限の生活環境を整えるために下水道の整備をお願いします。	A	浄化槽から臭気が発生する原因としては、内部の微生物が汚れを分解するために必要な酸素を供給する送風機などの機能劣化が考えられます。浄化槽の維持管理及び補修につきまして浄化槽法等の法令に則り管理者によって適切に実施していただければ適切な生活環境が整えられると考えています。 なお、港地区の計画区域については市民意見を反映し、計画区域の変更を行わず下水道計画区域としました。	P 5 8. 構想見直しの結果
2	浄化槽の維持管理について	(港地区について) 浄化槽の維持管理は、3ヶ月ごとの点検、毎年法定検査や清掃と維持・管理面において非常に手間が掛かります。管理負担軽減の為、是非下水道の整備をお願いします。	A	浄化槽は維持管理の負担がかかるの対し、下水道整備を行った場合、新たに受益者負担金や浄化槽からの切り替え工事などの負担が発生します。 なお、港地区の計画区域については市民意見を反映し、計画区域の変更を行わず下水道計画区域としました。	P 5 8. 構想見直しの結果
3	下水道整備率について	(港地区について) 浦安市の下水道整備率は93.4%、人口普及率は99.8%とほとんど下水道が整備されているにも関わらず、港地区のみ下水道が整備されないというのは同じ税金を負担している市民として不公平感があります。下水道整備を切にお願い申し上げます。	A	下水道を使用している方には受益者負担金及び下水道使用料を負担していただいています。 なお、港地区の計画区域については市民意見を反映し、計画区域の変更を行わず下水道計画区域としました。	P 5 8. 構想見直しの結果
4	東京湾の水質とコストについて	(港地区について) 浄化槽を継続した場合の東京湾に対する汚染状況を調査した上で、問題がなければ、利用者のコストが安い方が良く考えます。	B	現在の港地区の東京湾に対する汚染状況は調査しておりませんが、浄化槽のコストについて試算したところ、浄化槽を継続して使用する方が安価であるという結果となりました。	P 5 8. 構想見直しの結果
5	水質保全効果について	(港地区について) 同じ工場群の鉄鋼通りは下水道整備されているにも関わらず、港地区は整備しないのでしょうか。現在設置されている浄化槽も生活排水が含まれない単独浄化槽が多いものと思われ、地域の環境汚染につながる懸念もあるのではないのでしょうか。水質保全効果が小さくてもゼロではないため、事業を継続していくべきだと思います。	A	鉄鋼通りは平成13年から18年にかけて下水道整備を行っています。今回の構想は、平成26年度に国及び県の方針の変更により汚水処理方法を柔軟に見直すこととなったことから、構想を再検討したところ港地区は浄化槽区域とすることが適当という結果になったものです。また、単独浄化槽は現在新設が禁止されているため、合併浄化槽へ転換されていくと考えています。 なお、港地区の計画区域については市民意見を反映し、計画区域の変更を行わず下水道計画区域としました。	P 5 8. 構想見直しの結果
6	資産価値について	(港地区について) 下水道整備がされず浄化槽のままとなってしまいますと、浦安市としてのブランドイメージも下がってしまいます。長期的な資産（土地）価値という面で考えると大きな損失になりかねません。下水道整備をお願い申し上げます。	E	浦安市の下水道整備は社会情勢などを鑑み、必要性に応じ、優先順位を付けたうえで順次整備を進めています。市としては資産価値を目的として下水道整備を行うものではないと考えます。いただいたご意見は、検討していく上での参考意見とさせていただきます。	P 5 8. 構想見直しの結果

浦安市汚水適正処理構想（素案）に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち規則案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見	対応	市の考え	資料該当箇所など
7	下水道整備工事の際の交通規制について	(港地区について) 現状の浄化槽のままでいいと考えます。 下水道を整備する工事中の交通規制を懸念しております。 重量物を大型車が運搬する地域なので市街地とは違い、簡単な仮補修とはいかず入庫できず操業停止の可能性が出てくる事です。順番待ちを道路上でせざるを得ないケースもあり、押し出された車列によって事故発生の危険性も高くなるのではないのでしょうか。今のご時世、全て休日・深夜に工事対応というのも現実離れしています。 ただし、土地柄、夜間住人が莫大に増加する事は無いと思いますが、5年置き程度での見直しは必要だと思います。宜しくお願い致します。	B	下水道を整備する場合、交通規制を行いながらの工事となるため、工事期間は10年以上かかるものと考えています。また、長期間の通行止めや車線規制などが必要であるため、物流にも大きな影響があると思われます。 下水道整備を行う場合には、港地区の状況の変化に対応するため人口や従業員数などの調査も必要であると考えています。	P 5 8. 構想見直しの結果
8	インフラ整備について	(港地区について) 下水道の整備が必須ということではなく、健康で衛生的な生活を送れる環境を整えていただきたいです。下水道の整備が難しい場合、単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えや清掃に対する補助金など、下水の臭いの問題を解消していただける政策推進をして頂けましたら幸いです。ご検討ご配慮お願い申し上げます。	E	浄化槽などからの臭いを防止し、衛生的な環境を維持するためには、浄化槽法等の法令に則り、管理者が適切に実施すべきものと考えています。また、単独浄化槽につきましては現在新設が禁止されているため管理者が合併浄化槽への転換を図るべきものと考えており、現在のところ市では浄化槽に対する補助金を創設する予定はありません。政策推進につきましては浄化槽法等の法令に基づき浄化槽の適正な維持管理をお願いしているところです。いただいたご意見は、検討していく上での参考意見とさせていただきます。	P 5 8. 構想見直しの結果
9	災害時の早急な復旧について	(港地区について) 2011年の震災後は多少影響を受けましたが、浄化槽は即修理対応可能でした。当時市内の下水道破損被害は甚大であり、大変混乱しておりました。これを受けまして、現状の浄化槽のままが良いと考えます。	B	東日本大震災において下水道は、応急復旧までに35日、本復旧に2年から5年かかりました。浄化槽は状況にもよりますが1週間から10日程度で復旧できるため、震災時において浄化槽はメリットがあると考えております。	P 5 8. 構想見直しの結果
10	虫の発生について	(港地区について) 側溝は整備されてはおりますが、ゴミなどが流れ込んでいる影響でもはや側溝としての役割を果たしておらず、夏になればボウフラが沸き大量の蚊が発生しております。対策としては雨水枡の蓋にも網を張るなどしますが、網にゴミが溜まり掃除も大変です。生活環境改善のため、下水道整備をお願いします。	A	虫が発生する原因として単独浄化槽を使用していることが考えられます。単独浄化槽を使用している場合、台所からの雑排水は浄化槽で処理されずに、そのまま側溝へ放流されることから、食物のかすなどが一緒に側溝に流れ出し、溜まっているものと考えられます。合併浄化槽に取り換えることで、虫の発生が改善されることが期待できます。 なお、港地区の計画区域については市民意見を反映し、計画区域の変更を行わず下水道計画区域としました。	P 5 8. 構想見直しの結果
11	現状維持	(港地区について) 浄化槽の清掃維持管理をしっかり行われるならば、現状のままでいいと思います。	B	浄化槽の清掃維持管理については浄化槽法等の法令に則り、清掃や点検を適切に行っていただければ、周辺環境等は良好に保たれると考えています。	P 5 8. 構想見直しの結果
12	定住者が少ない工場群について	(港地区について) 定住者が少ない工場群とありますが、事業所が多くあることから、日中は労働人口が多い地域となっています。そのため、関係業者の出入りも多く、トイレの利用回数も相応にあるため、他の地域と比較しても汚水量は変わらないのではないのでしょうか。	E	港地区に住んでいる方の人数だけでなく、事業所数及び就労人口を元に排出汚水量を試算したところ、想定排出汚水量は4.5m ³ /日・haと、市全体の平均汚水量39.3m ³ /日・haに対して、約10分の1という結果となりました。	P 5 8. 構想見直しの結果